

「表紙共16枚」

令和7年8月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年9月8日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 麻生純一 主査 藤原東託 主査 松岡政則

8 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について
 - 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第6号 9月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について
 - 第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 「令和6年度 農業委員会の最適化活動の点検・評価」について

(2) 『農地等利用最適化推進施策に関する意見書』について

(3) 第3回 役員会報告

(4) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 9番 樋口虎喜 委員

(農地利用最適化推進委員) 三芳区域担当 室 哲也 委員

(5) 9月現地調査

[日時] 9月24日(木) 午前9時～ *調査委員

(6) 9月調査委員会

[日時] 9月29日(月) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(7) 9月定例総会

[日時] 10月8日(水) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(8) 行事日程

9月18日(木) 日田市長へ『農地等利用最適化推進施策に関する意見書』提出 *役員

9月22日(月) 大分県農業会議 常設審議委員会(大分市) *会長

(9) その他

- ・8月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・8月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は東有田①区域担当、穂本農地利用最適化推進委員から欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それから2番の中島副会長が少し遅れるということで連絡を受けております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言をされるよう、お願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになりますので、これより会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。暑い中でのご出席、誠にありがとうございます。</p> <p>稲刈りが始まっているところもございますが、体調には気をつけて作業を行っていただきたいと思えます。</p> <p>また、9月の18日の午前中でございます。棕野市長への『意見書』を提出させていただきます。</p> <p>役員会等でまとめたものでございますので、また市の方で、出来ることにはやっぱり限界がありますので、日田市農業にとって将来的に必要なこと、また日田市にしか出来ないことなどを『意見書』にして提出いたします。</p> <p>それでは、着座いたしまして議事を進行して参ります。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございません</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>か。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。 12番の中島幸一郎委員、18番 梶原真悟委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。今月、議案訂正はございません。 以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、2番 中島浩司委員、9番 樋口虎喜委員、10番 高瀬義徳委員の3名の方でございました。</p> <p>調査委員長は、2番の中島浩司委員になっておりますが、ちょっと遅れますので、9番の樋口虎喜委員の方をお願いしたいと思います。</p> <p>すいません。 それでは現地に行かれた感想など、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (樋口虎喜)</p>	<p>皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。 会長からありましたように、今回の調査委員長であります中島副会長が、所用で、ちょっと遅れるという</p>

<p>議長 (石井照久)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ことでございますので、来られるまで、私の方で対応したいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>現地の方は8月25日に、現地調査を中島副会長、高瀬委員、私の3名と、木村事務局長さん、そして職員の方2名、合計6名で、申請のありました案件の現地を調査いたしましたところでございます。</p> <p>今回は、3条は3件、4条が3件、5条が4件、合計10件ですが、場所的には9ヶ所ということで、8月の暑い時期ではございましたが、午前中に終了をいたしましたところでございます。</p> <p>はい。それでは着座させていただきますが、慎重審議で、皆様方のご意見等をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは1頁です。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>それでは議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は3件申請がありました。番号49、大山町西大山〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,359㎡です。</p> <p>譲渡人は大山町の〇さん、譲受人は大山町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドにいけます。国道212号を中津江村方面に進みまして、ひびきバイパスを進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つの方向に分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。</p> <p>続いて番号50、大字内河野〇と〇で、地目は、〇は登記簿・現況ともに田、〇は、登記簿は畑、現況は水路、面積が合計845㎡です。</p> <p>譲渡人は石井町三丁目の〇さん、譲受人は内河町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受け</p>
--	---

<p>調査委員長 (樋口虎喜)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>て規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドにいけます。県道朝田日田線を石井小学校方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>申請人は75歳になりますが、妻と息子の3人で農業経営されておりまして、水稻と西瓜を耕作している方になります。</p> <p>続いて番号51、大字川下〇他三筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,686㎡です。</p> <p>譲渡人は、3人共有でありまして、大分市の〇さん、広島県の〇さん、京都府の〇さんになります。譲受人は高井町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道210号をうきは市方面に進んだ白手橋交差点付近の赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2方向に分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。</p> <p>この譲受人の方は、令和7年の2月に3条許可を受け、五筆の隣接農地を取得しております。今、画面上、青色で囲っているところが2月に許可を受けた現地になります。今回隣接する所有者からの要望もありまして、今回取得して、一体的に梨の栽培を行うということを確認しております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。今回の3条の3件につきましては、農地として立派に作られておりまして、これを譲受人が継承するというごことですので、特に問題は無いと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。</p> <p>資料No.1の1頁目が、農地法第3条についてになっています。書類審査、現地確認で該当しないことを確</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>認しています。 私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で、何かあれば、ご発言いただきたいと思います。 ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無かったら、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。 今月、議案書を見ていただいた通り、お判りと思いますが、農地法第4条の番号16と、次の議案第3号の農地法第5条の番号46のふたつの案件は、申請理由にあります通り、同じ事業計画に基づくものでござ</p>

<p>議長 (石井照久)</p> <p>調査委員長 (樋口虎喜)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>います。</p> <p>このふたつの案件につきましては、一緒に説明させていただきたいと思います。</p> <p>なお、議決につきましては、それぞれ議案ごとに取りたいと思いますが、こういった議事の進め方をさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ここで調査委員長は交代となります。</p> <p>はい、調査委員長を、ここで中島副会長に代わります。</p> <p>それでは、事務局は、説明の方をお願い説明の方をお願いいたします。</p> <p>はい。私から、議案書3頁、議案第2号 農地法第4条の申請分と、先ほど議長から説明がありました通り、議案書6頁になりますが、農地法第5条の申請分になります。番号46を合わせて説明させていただきます。</p> <p>今月は3件の申請が出ています。</p> <p>番号14、申請地は大字高瀬〇の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 宅地です。面積は304㎡です。</p> <p>申請人は高瀬本町の〇さんです。申請理由は、数年前から自宅の増築部分と、家庭菜園部分を自宅一帯と</p>
---	---

して使用しているが、登記をする際に、農地であることが判明したため、今回、住宅用地に転用したい、との申請です。

場所の説明です。高瀬小学校を琴平方面に下り、市道横尾線を株式会社九州体育施設さん方面に進んだ、高瀬川沿いにあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。2枚に分けて写真を撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。

次に、利用計画図になります。現在、申請地番に、主屋の一部と倉庫を、平成19年ごろと、平成21年ごろに増築しており、日田市の課税台帳にも、平成19年以前から宅地として課税されており、今回、ご家族がお亡くなりになられ、登記名義人を変更しようとした際に判明したとのことです。こちらの案件は一部追認になりますので、申請者から始末書を提出していただいております。

続いて番号15、申請地は港町〇の第3種農地です。地目は、登記簿 田、現況 畑です。面積は666㎡です。

申請人は丸の内町の〇さんです。申請理由は、駐車場用地及び農業用資材置き場用地として使用したい、との案件となっております。

場所の説明です。港町にあります丸の内ふれあい広場南側に位置しています赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

次に、利用計画図になります。以前、この農地でブドウを作っておりましたが、数年間の間、何も耕作しておらず、踏み固められた土壌となり、農地として使用しておらず、近隣住民から駐車場として貸して欲しいとの声もあり、今回、自身で使用する駐車場と、近隣住民が使用する駐車場や農機具を置くスペースとして使用したい、との申請です。

続いて、番号16と、議案第3号 農地法第5条の番号46につきまして、併せて説明いたします。

まず、4条申請です。

番号16、申請地は大字有田〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は1,243㎡です。

申請人は中尾町の〇さんです。申請理由は、養豚場施設用地として使用したい、との案件となっております。

す。

場所の説明です。県道日田玖珠線を有田方面に進み、大分自動車道下を東に進んだ赤い丸で示しているところ。航空写真です。

次に○さんの敷地全体図です。譲受人である○さんが現在経営しておりますのが、黄色い線部分となり、赤い線部分が、今回、4条・5条申請にて増設する部分になります。

次に、4条申請の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

次に、利用計画図になります。4条申請部分には、主に堆肥舎を建設するとの申請です。

次に、5条申請部分の説明です。

議案書6頁、番号46、申請地は大字有田○他四筆の第2種農地です。地目は、五筆とも登記簿・現況ともに畑です。五筆の合計面積は2,277㎡です。

譲渡人は、大字有田○が中尾町の○さん、○が三芳小湊町の○さん、○・○・○が中尾町の○さんです。譲受人は中尾町の○さんです。申請理由は、同じく養豚場施設用地として使用したい、との申請です。

場所の説明ですが、先ほどの4条申請と隣接地になっておりますので省略させていただきます。

5条申請箇所の拡大した航空写真です。黄色い線部分が先ほどの4条申請分で、赤い線部分が5条申請分になります。次に字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。

次に、利用計画図になります。○と○の地番には、コンポストを2基設置し、○、○、○には、駐車場及び埋設型防火水槽等を設置するとの計画です。

以上、4条は3件となります。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

調査委員長
(中島浩司)

はい、3件のうち、1件が追認ということですが、追認の部分に関しては、住宅が建っておりますが、結構、年月も経過してるということもあり、致し方がないところもあるのかなという感じではござい

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ました。 審議の方よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の2頁から3頁が、農地法4条についてになっております。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>ただし、番号16の立地基準・地域計画については、令和7年7月に農業用施設用地へ変更しておりますので、該当するにチェックが入っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第2号 農地法 第4条の申請分、3件の審議に入り、移りたいと思います。</p> <p>ただいまの事務局による議案説明、また調査委員長の意見にあります通り、問題は無いということでございます。</p> <p>皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思っております。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、飯田委員どうぞ。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>3番の飯田です。</p> <p>先ほどの4条と5条の中の○さんの案件についてです。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>養豚の、これ規模拡大ということなのでいいのですが、事務局がわかる範囲で聞きたいんですが、今、山田原に豚舎がありますよね、そこも、あれですか、今まで通り管理をしていくのか。なかなか、あそこは結構臭いがするので、出来れば、移転が出来るのなら、そういう見通しがあるのなら、聞かせて欲しいと思います。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい、先ほど委員の言われた前の山田原の跡地なんですけども、今回、この施設が来年の4月から、完成して動き出す予定なんですけども、それが出来次第、向こうは取り壊すと聞いております。</p> <p>そして、臭気対策についてなんですけども、地元説明会は、中尾町自治会に説明を行いまして、自治会の同意も出ております。</p> <p>豚舎に関しての換気とか、臭気の問題に関する対策ですね、光触媒シートを設置して、さらにシート内にも細霧装置で、消臭剤を散布することで、臭気対策を行う、ということ聞いております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p> <p>なかなか自分たちも豚を食するんですが、やはり、どうしても臭いが強いということで、移転してくれるなら、ほっとしてます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、どうぞ。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>4 番 穴井でございます。 先ほどの件と関連しまして、松本さんところにつきましては、山田原での問題が有った中で、こちらの方に移転してくるということのようでございますが、今さっき説明の中で、臭い対策をちゃんとやるんだっていうことで、説明いただきました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>あと、それとあわせて、今回は浄化槽とかを作るということでございますので、臭いと合わせて、排水対策は、どのようになっているか、教えていただければと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。委員が言われた排水対策なんですけども、まず、堆肥処理施設の排気口に水洗とチップ式の脱水装置を2段階で設置し、臭気対策を行っております。そこを流れる水に関しては、水路を通過して求来里川へ、そのまま流していくということを聞いております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、よろしいですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>臭いの問題が起きないことが一番大事だと思いますので、そういう、それが臭いが消えるかどうかわからないんですけど、対応をしっかりしていただけるのであれば、地元の方も問題無いんだろうかなと思っております、質問させていただきました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、原田委員どうぞ。</p>

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>11番 原田です。 関連ですけども、今の排水の問題もありますけども、申請者を見ると、土地の開発の関係ですけども、4条、5条も開発協議済みということで、要は市の条例の協議で整ってるようですけども、ふたつ合わせると3,000㎡を超えたら、県の開発許可の手続きは不要であったのか、ということ。農業施設だからなのか、そういったところをちょっと確認したい、というところで、いずれも開発許可を取る場合には、隣接の同意とか、排水の同意とか、いろいろ整えてからの申請になったと思いますし、いずれにしても開発許可の場合は、同時許可、同日許可という手続きになろうかと思えますけども、そういった県の許可を取らなくてよかったのか、というところを確認したいと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。県の開発協議なんですけども、日田市都市整備課の開発協議は行っております。 県と市と〇養豚場3者で話し合いをして、県の方は、増設によるものなので開発協議は要らない、ということで協議はしております。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、よろしいですか。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>市の許可は、協議済みでいいということですね。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>そういった中でも、隣接の同意とかは、もう取れてるわけですね。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。隣接の同意と自治会の説明会による自治会の同意をいただいております。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他にございませんか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>1件だけですね、14番が一部追認ということでございます。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして5頁です。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございますが、1件だけ、もう説明終わりましたので、3件の説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書5頁になります。議案第3号 農地法第5条についてです。今月は4件の申請がありました。番号43、申請地は大字石井〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は357㎡です。</p>
	<p>譲渡人は福岡県にお住まいの〇さんです。譲受人は石井町一丁目の〇さんです。申請理由は、駐車場用地として利用したい、とのことです。</p>
	<p>場所の説明です。石井町交差点から西に200メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p>
	<p>次に利用計画図になります。申請地の北側に墓地があり、墓参り用の駐車場として利用したい、とのことです。</p>
	<p>続きまして番号44、申請地は大字日高〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は1149㎡です。</p>
	<p>譲渡人は田島町の〇さんです。譲受人は元町の〇さんです。申請理由は、譲渡人が高齢のため畑の管理が困難になったため、申請地に隣接している山林を所有している譲受人が購入し、山林として管理したいということです。</p>
	<p>場所の説明です。田島交差点から県道小畑日田線を求来里方面に進む途中の山際にある赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いので、2枚</p>

に分けて撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。

こちらの申請地に、杉の苗を2メートル間隔で100本植える計画をしております。

続いて番号45、申請地は大字高瀬〇他二筆の第3種農地です。地目は〇が登記簿・現況ともに田、〇と〇が、登記簿 田、現況は雑種地です。雑種地ですが現況〇へ入る農道での使用です。三筆の合計面積は405.7㎡です。

譲渡人は、高瀬本町の〇さんです。譲受人は大日町の〇さんです。申請理由は、譲受人が高瀬郵便局の駐車場用地として使用したいとのことでした。

場所の説明です。市立南部中学校横の県道小畑日田線を、高瀬小学校方面進んだ途中の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。次に、利用計画図になります。

こちらの案件で、隣接地の同意書添付がされておられません。理由といたしましては、譲渡人の〇氏と隣接農地の方は、以前から遺恨があり、譲渡人の〇氏が行うことに対して同意書を出したくない、との回答です。譲受人の〇氏が行う計画については、反対の意見があるわけではないとのこと、同意書を提出できなかったため、隣接農地転用同意書の経過書を、代理人である行政書士の〇から提出していただいております。

続いて番号46ですが、先ほど議案第2号農地法4条の番号16と一緒に説明した通りです。

以上、5条は4件となります。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。

調査委員長
(中島浩司)

はい、5条 4件です。

番号45に関しましては、同意書が取れてないということですが、別にその隣接地の土地、境を扱うというわけではないので、経過報告書があれば大丈夫ではないかと思っております。

また、番号46の〇さんの件に関してですが、以前もいろいろ問題もありましたので、今回、非常に慎重

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>に、新築といいますか、増築の計画を進めていただければと思っております。 あとに関しましては問題無いと思っております。 以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の4頁から5頁が、農地法第5条についてになっております。すべてに該当しないことが条件です。ただし、番号46の立地基準、地域計画については、令和7年7月に農業用施設用地へ変更しておりますので、該当する、にチェックが入っております。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の申請でございます。</p> <p>農地法第4条の申請分と合わせて説明がありました番号46を含めまして、4件の審議に移ります。 事務局より議案説明、また調査委員長の見解にありまます通り、問題が無い、という意向でございます。 皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思っております。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p>
	<p>調査委員長さん、最後でございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (中島浩司)</p>	<p>はい。 すいません。調査委員長という立場にありながら、総会に遅れてしまいました。失礼しました。すいませんでした。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>はい、議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、でございます。</p> <p>はい。それでは、事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。それでは、議案第4号 日田市農用地利用集積と促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、でございます。</p> <p>今回は令和7年11月1日より、農地中間管理権の設定を行う申請のありました案件について、農業委員会の意見を求められているものでございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案集では7頁から8頁で、新規が7件、再設定、再契約が3件、そして配分替え1件の合計11件。合わせまして合計26筆の面積が33,648㎡となっているところでございます。 以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。 この中に議事参与の方が居られますので、退室をお願いしたいと思います。 8番 湯浅正徳委員、12番 中島幸一郎委員のお二方でございます。</p> <p>(湯浅正徳委員・中島幸一郎委員 退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、8番 湯浅正徳委員、7頁です。No.220 借り手 ○さんです。 それから12番 中島幸一郎委員、7頁、No.221 借り手 ○さんの、この2つを先にしたいと思います。 はい、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(湯浅正徳委員・中島幸一郎委員 入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構は農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聞くということになっております。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、委員の方々のそれぞれのエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。 意見があれば挙手をして、ご発言願いたいと思います。 はい。何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、この件につきましては、「意見なし」で回答したいと思います。</p> <p>続きまして9頁です。議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、5件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは、議案書9頁、議案第5号 現況証明書の発行についてです。今月は5件申請がありました。 番号45、大字求来里〇で、地目は、登記簿が畑、現況は宅地、面積が511㎡です。 申請人は求町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、です。 場所ですが、県道戸畑日田線を月出山方面に進みまして、求町公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。資材置き場が確認できました。</p> <p>申請地は、昭和60年4月3日、指令第4-5号で、4条許可を受けたものです。 発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され非農地化した土地、に該当するものです。 続きまして番号46、大字小迫〇で、地目は、登記簿が畑、現況は山林、面積は288㎡です。 申請人は大分市の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整備するため、です。 場所にいきます。市道渡里山田線を朝日小学校方面に進んだ山側の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。写真方向①の写真</p>

です。内部を撮りました写真方向②の写真になります。植林した杉や竹が混在している状況が確認できました。

発行基準5 すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後20年以上経過していることなど各種要件を満たしているものに該当するものです。

続いて番号47、大字三和〇と〇で、地目は、登記簿が畑、現況は山林、面積は合計7,390㎡です。

申請人は、三ノ宮町一丁目の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

スライドに行きます。県道大鶴熊取線を日田市バイオマス資源化センター方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、写真を4つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。写真方向④の写真になります。センダンの木が生育した山林が確認できました。

発行基準4 森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。

続いて番号48、中津江村栃野〇で、地目は、登記簿が畑、現況 山林、面積は447㎡です。

申請人は中央二丁目の亡〇相続財産管財人、〇弁護士さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、です。

場所ですが、国道387号を中津江村方面に進みまして、津江小・中学校を過ぎた赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真になります。雑木が生育している状況が確認できました。

発行基準4 森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。

続いて番号49、天瀬町馬原〇で、地目は、登記簿が田、現況は山林、面積は1,307㎡です。

申請人は三ノ宮町一丁目の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、です。

場所ですが、県道戸畑日田線を月出町方面に進みまして、求町公民館を過ぎ、天瀬町に入った赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、写真を2つに

<p>推進委員 (室 哲也)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p> <p>推進委員 (平川静雄)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。篠竹や雑木が生育している状況が確認できました。</p> <p>発行基準4 森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区のご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>まず45番、三芳地区 室委員、お願ひします。</p> <p>推進委員の室です。</p> <p>今、こちらが、もう30年以上前に資材置場にもなっており、非農地として認められるものと思ひます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続いて46番、朝日地区 平川委員、お願ひします。</p> <p>朝日地区の平川です。</p> <p>8月6日に現場に確認しました。もう竹藪になってました。</p> <p>別に問題無いと思ひます。ご審議お願ひします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続いて47番、三花・小野地区の諫山委員、お願ひします。</p>
---	--

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。推進委員の諫山です。 47番ですけど、窪地にあるうえに、センダンの木、また篠等が入ってきて、農地に復元するには、まず無理じゃなかろうかと思います。 よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて48番、上・中津江地区の石川委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (石川元和)</p>	<p>8月12日に、事務局と〇の人たちなど4人で、国道387号地点から道無き道を登ってきました。 問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 続いて番号49、馬原地区の高倉委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (高倉一二美)</p>	<p>8月22日に現地確認をいたしました。 篠竹と低木で農地として復元するには難しいと思いますので、非農地として認めたいと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>すいません。 事務局、ちょっとお伺いします。 49番ですが、ここは、もう〇さんが取得してから、ずっと前からあったんですかね。以前、ここを3条か何かで、牛の餌とか、飼料作るとかいうことで取得したところじゃないですか。その当時も、たしか耕作</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>放棄地になっていたところを取得されたと思います。</p> <p>ここは、その時、是正した場所ではないです。</p> <p>申し訳ないですが、一応、後から確認をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、議案第5号、現況証明書の発行について、何かございますか。ある方は挙手をして発言を願いたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。 この5件につきまして、非農地証明書を発行したいと思います。</p> <p>次は12頁です。議案第6号 9月の調査委員の選任についてでございます。 私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 指名させていただきます。 4番 穴井浩司委員、12番 中島幸一郎委員、14番 横田秀喜委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p>
--	---

す。

それでは、報告に移ります。

(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 11 月 19 日

議 長 会 長

署 名 委 員 12 番

署 名 委 員 18 番